

## シン・企業年金レポート

2024年5月24日  
団体年金事業部

&lt;谷内教授のシン・企業年金レポート：第2回&gt;

知っておきたい「予定利率」の基礎知識  
～ 人生いろいろ、予定利率もいろいろ ～

弊社では、お客さまへの情報提供の更なる拡充を図るため、社会保障審議会企業年金・個人年金部会の委員である谷内陽一氏（名古屋経済大学経済学部教授）による「谷内教授のシン・企業年金レポート」を2024年4月より毎月お届けしております。連載第2回目では、予定利率の基礎的な知識を整理するとともに、さまざまな局面で用いられる「予定利率」の意味合いについて解説します。（別添資料参照）

弊社では、これからもタイムリーかつきめ細やかな情報提供に向けて努力してまいりますので、第一生命「年金通信」を引き続きご愛読いただきますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

以上

## 筆者略歴

谷内 陽一 名古屋経済大学 経済学部 教授

1997年明治大学政治経済学部卒業後、厚生年金基金連合会（現：企業年金連合会）入職、約10年にわたり記録管理・数理・資産運用等の業務に従事。第一生命（2019～24年）などを経て、2024年4月より現職。

社会保障審議会企業年金・個人年金部会委員、社会保険労務士、証券アナリスト（CMA）、DCアドバイザー、1級DCプランナー。著書に『WPP シン・年金受給戦略』（中央経済社）、『人生100年時代の年金制度：歴史的考察と改革への視座』（法律文化社／共著）など。

# 知っておきたい「予定利率」の基礎知識

～ 人生いろいろ、予定利率もいろいろ ～

名古屋経済大学 経済学部 教授  
谷内 陽一

## 目 次

- |                       |
|-----------------------|
| 1 はじめに                |
| 2 予定利率の基礎知識           |
| 3 私的年金におけるさまざまな「予定利率」 |
| 4 おわりに                |

## 1. はじめに

私的年金（企業年金・個人年金）における予定利率をめぐる議論が近年熱を帯びている。企業年金の予定利率は、1990年代以降の長期景気低迷の影響を受けて、この30年間は引下げの一途を辿ってきた。一方、近年の金利・物価上昇への対応や、資産運用立国実現プラン等で言及された資産運用の高度化の流れを受けて、昨今は予定利率の引上げも新たな論点となりつつある。

しかし、近年の予定利率をめぐる議論では、「予定利率を引き上げれば給付が増える」に代表される初歩的な誤解が散見されるほか、一口に予定利率と言っても年金制度と運用商品とではその性質が著しく異なる。本稿では、予定利率の基礎的な知識を整理するとともに、さまざまな局面で用いられる「予定利率」の意味合いについて解説する。

なお、本稿における見解はすべて筆者個人に帰するものであり、筆者が所属する法人・団体あるいは当レポートの発行元の公式見解を示すものではない。

## 2. 予定利率の基礎知識

### （1）そもそも「予定利率」とは

予定利率とは、生命保険や年金制度における保険料・掛金の計算に用いる基礎率（計算基礎率）の一つであり、元来は保険数理の用語である。年金制度で

は、将来の掛金収入および年金給付を現在価値に置き換えるための計算（現価計算）を行い、将来の収入の見込みと支出の見込みが等しくなるよう掛金を算定するが、この掛金算定時の現価計算に用いる利率が予定利率である。

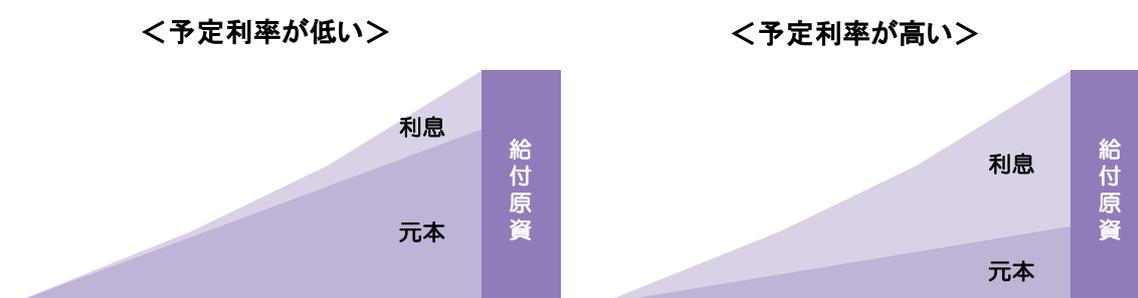
一方、予定利率を用いて現価計算を行うということは、蓄積された掛金（＝年金資産）を運用して予定利率と同等あるいはそれ以上の運用利回りを獲得することが自ずと求められる。そのため、予定利率は「年金資産の期待運用収益の見込み」という側面を有することとなる<sup>1</sup>。しかし、予定利率は掛金計算およびそれに伴う債務評価に用いる評価利率というのが本来の役割・機能であり、資産運用の利回りと混同すべきではない。

## （２）予定利率が掛金・給付に及ぼす影響

近年の予定利率をめぐる議論において散見されるのが、「予定利率を上げると給付額が増える」あるいは「予定利率は加入者に約束する利回り」という誤解である<sup>2</sup>。

結論から述べると、予定利率を上げても給付増にはつながらない。年金制度は収支相等の原則（給付＝掛金＋運用収益）に基づき制度設計を行うが、給付建て（確定給付型）の制度では給付（左辺）が原則固定されているため、予定利率を変更しても右辺の総額は変わらず、掛金（右辺第 1 項）と運用収益（同第 2 項）の割合が変動するに過ぎない。一般的には、予定利率を高く設定すると、運用収益を多く見込むこととなるため掛金の水準は低くなる。逆に、予定利率を低く設定すると、運用収益を少なく見込むこととなるため掛金水準は高くなる（図表 1）。

図表 1 予定利率が掛金に及ぼす影響



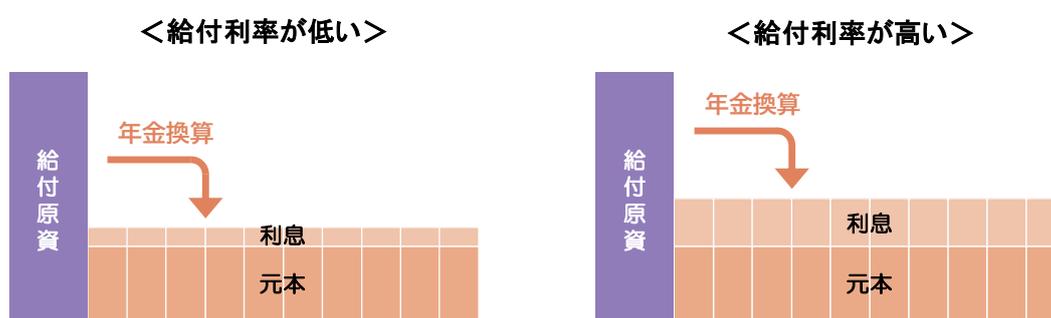
（出所）筆者作成

<sup>1</sup> 確定給付企業年金の予定利率も「積立金の運用収益の長期の予測に基づき合理的に定められるものとする」と規定されている（確定給付企業年金法施行規則（平成 14 年厚生労働省令第 22 号）第 43 条第 2 項第 1 号）。

<sup>2</sup> 日本経済新聞 2023 年 10 月 3 日朝刊 3 面「きょうのことば：企業年金の予定利率」など。

予定利率と混同されるのが「給付利率」である。わが国の企業年金は退職金を源流としているため、老齢給付金も一時金額をベースに算定する設計が主流である。給付利率とは、年金給付時または据置時に給付原資（一時金）に付利する利率であり、一時金から年金への換算時に用いる年金換算率と、年金受給開始までの据置期間に応じて付利する据置利率（あるいは繰下利率、繰延乗率など）に大きく分かれる。給付利率の水準は、年金給付の水準に影響を及ぼす（図表 2）。

図表 2 給付利率が年金給付に及ぼす影響



(出所) 筆者作成

給付利率は、予定利率と同一とする設計がなお主流であることや<sup>3</sup>、かつては「給付設計上の予定利率」と呼ばれていたこと等から、予定利率と混同されることが多いが、両者は似て非なるものである。

### 3. 私的年金におけるさまざまな「予定利率」

年金制度における予定利率の基本的な意味については前節で解説した通りだが、私的年金では、使用される局面によって予定利率の意味合いが異なるため留意が必要である。

#### (1) 確定給付企業年金

確定給付企業年金で主に用いられる予定利率には、「継続基準の予定利率」と「非継続基準の予定利率」の2種類がある。

継続基準の予定利率は、制度が今後も継続するとの観点から行う年金財政の検証（継続基準の財政検証）で用いる利率であり、掛金計算等で使用する（本

<sup>3</sup> 厚生年金基金および適格退職年金では、予定利率が原則自由化された1997年以降は給付利率と予定利率を別々に設定することが可能となった。この取扱いは確定給付企業年金にも受け継がれている。なお、給付利率を予定利率よりも高くする設計を俗に「利子補給」と言う。

来の) 予定利率と同じである。継続基準の予定利率は、厚生労働大臣が定める下限予定利率（10年国債の応募者利回りの5年平均または1年平均のいずれか低い率）以上で設定することができる<sup>4</sup>。

非継続基準の予定利率は、制度が解散・終了した際に過去の加入期間に見合った持分を確保しているかどうかの検証（非継続基準の財政検証）で用いる利率である。非継続基準の予定利率は、30年国債の応募者利回りの5年平均を用いることとされているが<sup>5</sup>、当該利率に一定の数値を乗じて得た額を使用することもできる<sup>6</sup>。

確定給付企業年金の予定利率の状況は、図表3の通りである。継続基準の予定利率の平均値は、財政運営の安定志向を反映して低下傾向にある。継続基準の下限予定利率および非継続基準の予定利率は、算定基準となる国債利回りの低下の影響を受けて低下基調にあったが、直近では足元の金利上昇を反映してか反転の兆しがみられる。

図表3 確定給付企業年金の予定利率の状況

年度	継続基準		非継続基準
	平均予定利率※1	下限予定利率	予定利率※2
2014	2.50 %	0.7 %	2.00 % (1.600~2.400 %)
2015	2.42 %	0.5 %	1.90 % (1.520~2.280 %)
2016	2.38 %	0.3 %	1.76 % (1.408~2.112 %)
2017	2.32 %	▲0.1 %	1.46 % (1.168~1.752 %)
2018	2.27 %	0.0 %	1.24 % (0.992~1.488 %)
2019	2.24 %	0.0 %	1.05 % (0.55~1.55 %)
2020	2.20 %	▲0.1 %	0.81 % (0.31~1.31 %)
2021	2.21 %	0.0 %	0.63 % (0.13~1.13 %)
2022	2.17 %	0.0 %	0.66 % (0.16~1.16 %)
2023	—	0.0 %	0.71 % (0.21~1.21 %)
2024	—	0.1 %	0.86 % (0.36~1.36 %)

※1 平均予定利率は、企業年金連合会の会員である確定給付企業年金の集計値。

※2 2018年度までは0.8以上1.2以下の数を乗じた率を、2019年度以降は0.5%以内の一定率を加減した率を用いることができる（基金型は代議員会で議決した場合、規約型は事業主が労働組合または過半数を代表する者の同意を得た場合に限る）。

（出所）企業年金連合会『企業年金に関する基礎資料』各年度版を基に筆者作成

<sup>4</sup> 確定給付企業年金法施行規則第43条第2項第1号。

<sup>5</sup> 確定給付企業年金法施行規則第55条第1項第1号。なお、2003年度末までは20年国債の応募者利回りの5年平均を用いることとされていた。

<sup>6</sup> 2003年度から2018年度までは0.8以上1.2以下の数を乗じた率を、2019年度以降は0.5%以内の一定率を加減した率を用いることができる。ただし、基金型では代議員会で議決した場合に、規約型では事業主が労働組合または過半数を代表する者の同意を得た場合に限る。

## （２）個人年金保険

生命保険会社が提供する個人年金保険では、予定利率は本来の意味（保険料および給付額の計算に用いる運用収益の見込み）で用いられることが多い。とりわけ給付（保険金）建ての個人年金保険では、予定利率と給付利率は区分されず一体的に用いられる。

一方、掛金（保険料）建ての個人年金保険では、予定利率は「年金資産あるいは給付に付利される利率」として用いられる。また、確定拠出年金の運用商品として広く利用されている利率保証型確定拠出年金保険（GIC）では、予定利率ではなく「保証利率」が用いられる。保証利率は、積立期間中と年金開始後とで利率の設定基準や見直し時期等が異なるのが通例である。

## （３）生保一般勘定

生命保険会社が提供する運用商品である一般勘定では、契約者に保証する最低保証利率のことを「予定利率」と称している。これは、一般勘定が団体年金保険という保険商品の一種であることに由来するが、本来の（掛金計算等で用いる）予定利率とはやや質が異なる。

昨今のマスメディアの報道では、企業年金制度の予定利率の引上げだけでなく、一般勘定の予定利率の引上げが取り上げられることも多い<sup>7</sup>。これらの報道を参照する際は、当該報道の主語が企業年金制度なのか生命保険会社なのかをきちんと踏まえておく必要がある。

## （４）退職給付会計（原則法）

退職給付会計（退職給付に関する会計基準）の原則法では、企業年金の予定利率に似た利率として「割引率」と「長期期待運用収益率」がある。割引率は退職給付債務および勤務費用の算定に、長期期待運用収益率は年金資産から生じる期待運用収益の算定にそれぞれ用いられる。債務評価のための利率という性格・役割は予定利率と共通しているが、予定利率は負債だけでなく年金資産の期待運用収益の推計にも用いられるのに対し、退職給付会計では資産サイドと負債サイドとで用いる利率を明確に区分しているのが特色である。

また、2012年の基準改正により、退職給付会計の割引率は、退職給付支払ごとの支払見込期間を反映した「複数の割引率（いわゆるイールドカーブ）」もしくは「単一の加重平均割引率」のいずれかを用いることとされた。企業年金

---

<sup>7</sup> 配当あるいは有期の利率上乘せ特則などを含めた総利回りをもって「実質的な引上げ」と報道されることが多いが、一方で、最低保証利率としての予定利率は逆に引き下げられている場合もあるので、注意が必要である。

の予定利率も全期間単一の率である必要は無いものの、実務上計算が煩雑となることから、イールドカーブの概念は殆ど用いられていない。

## 4. おわりに

今回は、予定利率の基礎的な知識を整理するとともに、予定利率をめぐる代表的な誤解や、制度・商品によって意味が異なることを解説した。

繰り返しになるが、給付建ての年金制度における予定利率とは、制度の総収入における掛金と運用収益の割合を規定するに過ぎない。予定利率をどう設定するか（高く設定して標準掛金を節約するか、低く設定して後発債務の発生を抑制するか etc）は、各制度のリスク許容度やその他の個別事情等を勘案して決定すべき問題であり、唯一絶対の正解は無い。確定給付企業年金の資産運用の目的は、資産の極大化ではなく「債務に見合った給付の履行」であることを踏まえる必要がある。

### <参考文献>

企業年金連合会（2013）『企業年金の年金数理』年金財政シリーズ

企業年金連合会（2024）『企業年金に関する基礎資料（令和5年度版）』

日本アクチュアリー会（2015）『年金数理』

日本年金数理人会（2020）『年金数理概論（第3版）』朝倉書店